

## 宮崎県周産期医療協議会設置要綱

平成10年9月7日

福祉保健部健康増進課

### (設置)

第1条 本県の周産期医療体制の整備等、周産期医療に係る諸課題を協議するため、宮崎県周産期医療協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、次の事項を協議するものとする。

- (1) 宮崎県医療計画の周産期医療に関する事項
- (2) 周産期医療体制に係る調査分析に関する事項
- (3) 母体及び新生児の搬送及び受入れ（県域を越えた搬送及び受入れを含む。）に関する事項
- (4) 総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターに関する事項
- (5) 周産期医療情報センター（周産期救急情報システムを含む。）に関する事項
- (6) 搬送コーディネーターに関する事項
- (7) 地域周産期母子医療センターその他の地域における周産期医療に関連する病院、診療所及び助産所等の周産期医療関係者に対する研修に関する事項
- (8) その他周産期医療体制の整備に関し必要な事項

### (構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。

### (会議)

第4条 協議会は、福祉保健部長が招集する。

- 2 協議会の議長は、会長が務める。
- 3 会長に事故があるときは、予め会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 4 会長は、必要に応じ、周産期医療に関係のある者の出席を求めることができる。

### (庶務)

第5条 協議会の庶務は、宮崎県福祉保健部健康増進課において処理する。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年9月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年11月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年11月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月6日から施行する。

(別表) 宮崎県周産期医療協議会委員

所 属	職 名	人 数
宮崎県産婦人科医会	会長	1
宮崎県小児科医会	会長	1
宮崎大学医学部産婦人科学講座	教授	1
宮崎大学医学部小児科学講座	教授	1
宮崎県総合周産期母子医療センター	産婦人科担当医	1
宮崎県地域周産期母子医療センター	産婦人科担当医	6
宮崎県助産師会	会長	1
宮崎県看護協会	会長	1
宮崎県消防長会	会長	1
宮崎県保健所長会	会長 (副会長)	1
		15